

このたびの平成30年7月西日本豪雨災害により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

組合員とそのご家族の皆様に共済組合が行う災害時に関する事業についてお知らせいたします。

1 被災者の受入れについて

指定都市・市町村・都市職員共済組合の各宿泊施設では、今回の大雨による災害で被災された方（避難指示（緊急）又は避難勧告が発令された地域にお住まいの方）を対象に宿泊室を無料でご提供いたします。（食事代は実費をご負担いただきます。）

ご利用のお申し込みは、各対象施設（えひめ共済会館HPに掲載）へ直接お電話にてお問い合わせください。

なお、えひめ共済会館におきましては、9月1日から営業を再開し、被災された方への宿泊室の提供を開始します。

※被災された地域の都道府県及び、それに隣接する都道府県に所在する施設が対象となりますので、ご利用の際はご注意ください。

※被災者であることを確認するため、身分証等により居在地を確認させていただきます。

※お部屋の空室状況によりご提供できない日もございますので予めご了承ください。

2 組合員証等について

(1) 組合員証等がない場合の保険医療機関等での受診

被災者の方は、組合員証等がなくても保険医療機関等の窓口で氏名、生年月日、組合員の勤務先の申し出を行うことにより保険診療を受けることができます。

(2) 組合員証等の再発行

被災により組合員証等を紛失した場合は、所属所の共済事務担当課に再交付申請書を提出してください。速やかに組合員証等を再発行いたします。

所属所の共済事務担当課に提出することが困難なときは、直接、共済組合総務課に対して再交付の申請を行ってください。

3 医療費の窓口負担の支払い猶予について

災害救助法の適用市町村に住所を有する（災害発生後に適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）組合員又は被扶養者で、次の①～③のいずれかに該当する方は、医療機関の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療費の窓口負担の支払いが猶予されます。

共済組合は、組合員に代わって一部負担金等を医療機関に支払うとともに、猶予期間終了後に当該組合員へ一部負担金相当額を請求させていただきます。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 組合員が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
- ③ 組合員の行方が不明である場合

当面の間、証明書等の提示は必要ありませんので、口頭で申告してください。

【愛媛県内の災害救助法の適用市町】

今治市 宇和島市 八幡浜市 大洲市 西予市 北宇和郡松野町 北宇和郡鬼北町

※ 上記以外の市町村については、内閣府HPをご確認ください。

- (注) 1 支払い猶予の取扱い期間は、平成30年10月末までです。
 2 猶予を受けるには、上記の①～③のいずれかに該当する必要があることから、医療機関の窓口でご申告いただいた内容について、後日共済組合から確認させていただくことがあります。
 3 入院時の食費・居住費などは、医療機関の窓口でお支払いください。

4 ところとからだの健康相談について

組合員及びその家族を対象として、電話及びWebによる健康相談・メンタルヘルス相談等を行っています。通話料・相談料は無料で、匿名でご利用いただけます。

今回の災害により、被災された方、被災された方を支援されている方、復旧・復興作業に尽力されている方には、健康の悩みや心の不安を抱えている方も多いと思います。

プライバシーは厳守され、ご相談の内容が他に知られることはありませんので、安心してご利用ください。

なお、電話相談の電話番号やWeb相談のID(パスワード)は、組合公報「石鎚」又は所属所の共済事務担当(係)までお問い合わせください。

他にも愛媛県が「被災者専用ところの相談ダイヤル」を開設していますので、ご利用ください。

電話番号	0800-200-2222
対応時間	9時～17時 (フリーアクセス 通話料無料)

5 災害見舞金について

組合員又はその被扶養者が風水害、地震、火災、その他の非常災害(盗難を除く)等によって住居又は家財に損害を受けたときは、その損害の程度に応じて災害見舞金を支給します。

支給額

損害の程度に応じて、標準報酬月額に下表の月数を乗じて得た金額になり、**3月が上限**となります。

損害の程度		月数
1	住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	3月
2	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
1	住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	2月
2	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
3	住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	
4	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
1	住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	1月
2	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
3	住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	
4	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
1	住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	0.5月
2	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	

浸水による損害を受けた場合で、損害の程度の認定が困難な場合は、住居及び家財の損害を区分することなく、外形的標準により取り扱います。

浸水の程度		月数
床上	120センチメートル以上	1月
床上	30センチメートル以上	0.5月

請求手続き

「災害見舞金請求書」に災証明書等、必要書類を添付のうえ、所属所の共済事務担当課（係）を通じて提出してください。なお、請求の時効は、給付事由の生じた日（り災した日）から2年となります。

注意事項

- ・ 住居とは、現に組合員が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、公務員宿舎、公営住宅、借家、借間等の区別は問いません。ただし、普段使用していない別棟の離れ屋、物置、門及び塀は住居に含みません。
- ・ 家財とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいいますが、山林、田畑、宅地、貸家等の不動産、現金、預貯金、有価証券等は含みません。
※ 家財には、日常的に使用していた自家用車も含みますが、農耕用・営業用車両は除きます。
- ・ 組合員と被扶養者が別居している場合には、被扶養者の住居又は家財も組合員の住居又は家財の一部として取扱うこととして、両方を含めます。
- ・ 同一世帯に組合員が2人以上ある場合は、各組合員それぞれに支給されます。なお、地方公務員（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合）の組合員が家族にいる場合は、その旨お知らせください。
- ・ 書類に不備が無い場合でも、支給要件に該当しないと判定した場合には、支給されません。

6 災害見舞品について

災害見舞金の支給を受けた組合員のうち次の要件に該当する場合は、災害見舞品として生活必需品の購入費用が支給されます。

要件及び支給額

- (1) 災害見舞金の算定の基礎となった給付月数が2月以上の場合・・・50,000円
- (2) 災害見舞金の算定の基礎となる給付月数が2月未満の場合で、災害救助法が適用される災害であった場合・・・30,000円

請求手続き

当該見舞品については、災害見舞金の請求をもって災害見舞品の請求があったものとします。

7 災害貸付について

共済組合では、水震火災その他の非常災害又は盗難等により、組合員が居住かつ所有する住宅、敷地又は家財に損害を受け、臨時に資金を必要とする場合、災害貸付を利用することができます。

災害貸付の種類と概要は次のとおりです。

種類	貸付条件	貸付限度額	貸付利率(変動金利)
災害家財貸付	組合員の家財に係る水震火災その他の非常災害及び盗難等による損害を受けた場合	給料月額6月分に相当する金額 (最高限度額200万円)	0.93% (H30.8.1現在)
災害住宅貸付	組合員の住宅又は住宅の敷地に係る災害による損害を受けた場合	給料月額に組合員期間に応じた月数を乗じた金額 (最高限度1,800万円)	
災害再貸付	既に住宅貸付又は災害住宅貸付を受けている組合員が居住する住宅又は住宅の敷地に係る災害による損害を受けた場合	住宅貸付額の2倍に相当する金額 (最高限度額1,900万円、最低保障額あり)	

※「災害」とは、本組合の災害見舞金の支給対象となる程度のものであること。

申込方法

災害貸付申込書に以下の書類を添付して、所属所の共済事務担当課へ提出してください。

【災害貸付申込書添付書類一覧表】

申込事由 添付書類	家財	住宅	備考
借用証書	○	○	
印鑑登録証明書	○	○	1月以内のもの
借入状況等申告書	○	○	
他の金融機関等からの借入状況を確認する書類(写)	△	△	他の金融機関等から借入があるとき(毎月の償還額がわかるのもの)
被災の証明書(※)	○	○	警察署長、消防署長又は市町村長の発行する証明書(り災証明書)
その他の書類	○	○	(住宅の場合・・・住宅貸付と同じ) (家財の場合・・・見積書又は領収書)
団信加入申込書	△	△	申込金額が10万円以上で加入希望のとき

※本組合から災害見舞金の給付を受ける場合は、り災証明書の添付は不要です。

償還方法

貸付けを受けた月の翌月から元利均等償還により給料から償還することとなります。また申込金額が100万円を超える場合は、ボーナス併用償還を利用することができます。但し、償還途中での変更はできません。

償還金額及び償還期間

詳細については、愛媛県市町村職員共済組合ホームページでご確認ください。

平成30年7月豪雨が「激甚災害」として指定されたことに伴う対応について

政令により激甚災害に指定されたことに伴い、組合員が居住する住宅に係る災害貸付(災害家財貸付を除く。)にあつては、償還期間外において3年を限度に元金の猶予をすることができます。その場合、元金の弁済猶予期間中の利率は年0.72%となります。なお、猶予期間満了翌月からは年0.93%となります。